

B型・C型肝炎ウイルス患者の救済に関する意見書の提出について

B型・C型肝炎ウイルス患者の救済に関する意見書を次のとおり提出する。

平成24年10月26日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか64名

自民党市議団、日本共産党市会議員団、  
民主・都みらい、公明党市議団、  
みんなの党・無所属の会

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、  
総務大臣、厚生労働大臣 宛て

京都都市会議長名

B型・C型肝炎ウイルス患者の救済に関する意見書

我が国には、B型・C型肝炎ウイルス患者が300～370万人いると推定されている。その多くは、血液製剤の投与や輸血、集団予防接種における注射器の使い回しなどの医療行為による感染であり、国の責任による医原病とされている。

これらのことに対する国の責任と、肝炎患者を救済する責務について明記された肝炎対策基本法が、既に平成22年1月に施行されている。加えて、病状の進行と高い医療費負担などに苦しむ肝炎患者を救済することを目的として、平成20年1月に「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」(以下「特定血液製剤によるC型肝炎感染者に救済給付金を支給する特別措置法」という。)が成立し、続いて平成23年12月に「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」が成立している。

しかしながら、C型肝炎患者については、感染から発症までの年数が長いことから感染被害の証明が難しいこと、また、B型肝炎患者については、手續が複雑で時間を要することなどが救済に当たっての課題として指摘されている。

よって国におかれては、B型肝炎・C型肝炎ウイルス患者の救済を進めるため、下記の事項について速やかな措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 肝炎対策基本法に基づき、患者救済に必要な法整備や予算化を進め、実効ある患者の救済策に取り組むこと。
- 2 「特定血液製剤によるC型肝炎感染者に救済給付金を支給する特別措置法」に基づき、血液製剤による感染の可能性が高いC型肝炎感染者を広く救済する措置を講じること。
- 3 「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」に基づき、対象者を速やかに救済できること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。